

## 都城市環境保全条例及び条例施行規則抜粋

### ○都城市環境保全条例

#### 第6節 地下水の保全

(地下水の採取の届出)

第73条 規則で定める規模以上の施設(井戸又は揚水設備)をもって地下水(温泉を除く。)を採取しようとする者(以下「採取者」という。)は、当該井戸又は揚水設備ごとに、規則で定めるところにより、次に定める事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 井戸又は揚水設備の設置場所
- (3) ストレーナーの位置
- (4) 揚水機の種類
- (5) 揚水機の吐出口の断面積
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(揚水量の測定)

第74条 前条の採取者は、地下水の揚水量を測定し、その結果を記録するとともに、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

### ○都城市環境保全条例施行規則

(地下水採取の届出)

第20条 条例第73条に規定する規則で定める規模以上の施設は、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が6平方センチメートルを超えるものとする。

2 条例第73条第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 揚水の目的
- (2) 井戸の口径及び深度
- (3) 揚水開始予定年月日
- (4) 揚水能力
- (5) 揚水計画の概要

3 条例第73条に規定する届出は、採取しようとする日の15日前までに、地下水採取届出書(様式第13号)によってしなければならない。

(揚水量の測定等)

第21条 条例第74条の規定による揚水量の報告は、井戸ごとに毎年1月末日までに前年分を揚水量測定報告書(様式第14号)によってしなければならない。